くらしに役立つ都民のための消費生活情報誌　東京都消費生活総合センター

東京くらしねっと

令和3年
9・10月号
No.273
2021年9月1日発行

今月の話題　**悪質商法は事例に学んで予防しよう！**

安全シグナル　高齢者は「ころぶ・滑る」に気をつけましょう！

相談の窓口から　有料老人ホームに入居する際に支払った前払金は返してもらえるの？

聖橋と神田川

東京都消費生活総合センター
相談窓口のご案内
☎03-3235-1155
受付時間　月曜～土曜　9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階　●JR・東京メトロ・都営地下鉄「飯田橋」駅すぐ

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン　局番なし188

東京の消費生活に関する情報サイト　東京くらしWEB　検索
https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/

今月の話題

悪質商法は事例に学んで予防しよう！

間川法律事務所
弁護士 間川（まがわ） 清（きよし）

主に高齢者を対象とした悪質商法とその被害が多く発生しています。今後、高齢者人口が増加するにつれ、ますます悪質商法の発生件数も増加すると予想されます。

悪質商法の被害に遭った場合、後からお金などを取り戻すことはとても困難です。そのため、何よりも大切なのは未然に防ぐことであり、実際に起こった悪質商法の手口を知っておくことが重要になります。

以下では近年実際に起きている悪質商法の典型的な手口を紹介します。

事例1 自然災害に便乗した悪質商法

ある日、巨大台風が発生。日本の一部地域に甚大な被害をもたらしました。幸いAさんの自宅は台風の直撃は避けられましたが、かなりの暴風雨に見舞われました。Aさん宅は、築40年を超える家だったので屋根などが破損していないか心配していました。

そんなとき、屋根修繕業者を名乗る男性が自宅を訪問してきました。Aさん宅の屋根であるという説明とともに、見るからに破損した屋根瓦の写真を見せてきました。そして、「写真を撮らせてもらったが、屋根が破損している。雨漏りや屋根の一部崩壊の可能性があるので急いで修繕した方がいい。火災保険に入っていれば、修理代は全額保険で後日取り戻せる。保険の申請は代わりにうちでやるのでサインと支払いだけしてほしい」というのです。

Aさんは、再び台風が来たら大変だと思い、また、修繕費も保険で回収できるのならいいかと考えて、その場で契約してしまいました。しかし、修繕費は通常より高額で、保険金も全額下りませんでした。

解説

近年多発している自然災害に便乗した悪質商法です。この事例では、屋根の上という実際に目で見て確認できない場所の写真を見せることで、相手を信用させるという手口を使っています。また、「火災保険を申請すれば修繕費は回収できる」と言っていることにも注目です。経済的負担がないと見せかけることで、相手がお金を支払いやすくしているのです。この点は、火災保険だけでなく「政府から補助金がでるから大丈夫」などという手口を使ってくることも予想されます。このような悪質商法の手口に対しては、複数のリフォーム業者から見積もりをとるようにする、保険会社に自ら連絡して保険が適用されるかどうかを確認する、などの対策が重要になります。

また、このような訪問販売については、法律上、クーリング・オフ期間中の8日間は、無条件で契約を解除することができます。

事例2 架空請求

Bさん宅にある日突然はがきが届きました。そのはがきには「消費料金に関する訴訟最終告知のお知ら

せ」との記載があります。全く身に覚えのない内容でしたが、Bさんは念のためと思い、詳しくはがきの内容を確認しました。すると、そこには「契約違反により、民事訴訟を提起する予定である」「民事訴訟を提起すれば裁判所から連絡があり、給与の差し押さえ、不動産の差し押さえを強制的に執行する」「訴訟取り下げ期限である○年○月○日までに、連絡があれば、協議に応じることは可能」と書かれていました。また、はがきの差出人は「法務省管轄訴訟管理センター」などと書かれており、いかにも実在する公的機関からのはがきのようでした。

Bさんは、なにかの間違いではないかと思いつつ、万が一、不動産の差し押さえなどがあったら大変だと思い、はがきに記載されている電話番号に連絡してしまいました。すると、担当者と名乗る男性から、本人確認のためという理由で生年月日や電話番号などを聞かれ、その上、ネット上のショッピング契約の支払代金が払われていないとして、数十万円の支払いを求められました。Bさんは否定しましたが、今なら半額まで減額できる、支払わないなら強制執行となると言われ、支払いに応じてしまいました。

解説

このようなはがきが届いた場合に、絶対にしてはいけないことは、はがきに書いてある連絡先に電話することです。記載されている内容は、架空請求である可能性が高く、このような架空請求はがきを送った業者の狙いは、無作為に送り付けたはがきの受取人のうち、連絡をしてきた相手から詳しい個人情報を聞き出し、言葉巧みに支払う必要のない金銭を支払わせることにあるのです。ですから、不安を感じて連絡してしまうのは相手の思うつぼ。絶対に連絡せず無視しましょう。

通常、裁判が起こされたときに、法務省から通知することはありませんし、訴状は、裁判所から封書で送られ手渡されるのが原則です。はがき一枚でその連絡が来るということはありません。このようなはがきが届いてどうしても不安な場合には、自分の住所を担当している裁判所をネットなどで調べ、連絡して聞いてみるのがいいでしょう。

事例3 定期購入に関するトラブル

健康状態に不安を抱えていたCさん。あるとき何気なくウェブサイトを見ていたら、健康食品のサイトを見つけました。サイトをみると初回購入価格がわずか500円となっており、「試してみて良かったら使い続けよう」と思い、クレジットカードの番号を打ち込んで購入しました。届いた商品を使ってみたところ、あまり効果が実感できなかったため、継続購入の申し込みはしないでいました。

すると1カ月後、再度商品が送られてきて、代金が請求されていました。継続購入はしていないのにおかしいと思い、業者に確認すると、契約は全部で5回の継続購入となっており、初回分の代金だけが500円になっていると言われました。そんな認識はなかったと抗議をしましたが、サイトにもちゃんと記載されているとの一点張りで、継続購入分の解約には応じてもらえませんでした。

解説

「初回無料」「初回特別料金」などの言葉でお得感を演出し、実は複数回の契約が条件になっている商品を買わせる、というトラブルが近年発生しています。「初回無料」などとなっていても、2回目以降は定額で決められた回数（事例では5回）の購入を求められるため、トータルではお得な価格だと感じられなかった、という場合も多くあります。

近年の法改正により、2回以上の継続購入の場合には、継続的契約であることや、販売の期間・金額などを広告で表示しなければならないとされています。しかし、小さな文字で記載するなど買い手側が見落としてしまうような表示をしている場合があり、トラブルになることも多くあります。通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件をよく確認することが必要です。

事例4 押し買い（悪質な訪問購入）

Dさんが自宅にいると、突然「ご不要な貴金属の買取サービスをしています」といって男性が2人訪問してきました。Dさんは断りました

が、「今、金の値段が上がっているのでチャンスです。お話だけでもさせてください」としつこく食い下がり、強引にあがりこんできました。Dさんは恐怖を感じ、貴重品箱を持ち出したところ、男性が勝手にその貴重品箱に手を伸ばし、大切に使っていた金のイヤリングを取り出しました。そして、これなら1000円で買い取りますよ、と言って1000円札だけ置いて、強引に買い取っていきました。そのイヤリングは数万円したもので売るつもりもなかったので、なんとか返してもらいたいと思いましたが、業者の連絡先がわからず、あきらめるしかありませんでした。

解説

訪問購入については、法律上、クーリング・オフの対象となります。しかし、Dさんの事例のように相手が連絡先を明かさない場合や、嘘の連絡先を教えられるなどして、連絡ができない場合もあるでしょう。

このような悪質商法の被害に遭わないためには、相手がいくらしつこくても絶対に玄関のドアを開けない、しつこい場合には警察への通報をためらわない、あいまいな返事をしない、などの毅然とした対応をとることが必要です。

なお、訪問購入の場合は、契約書などの書面※を受け取ってから8日間はクーリング・オフにより無条件で契約を解除することができますので、契約書面は必ず受け取りましょう。

※事業者には、法定の事項が記載された書面を消費者に交付する義務があります。

まとめ

それでも被害に遭ってしまったら

いくら用心していても、思わぬところで悪質商法の被害に遭ってしまうことはありえます。

その際には、被害を受けたことを恥ずかしがらず、家族や親族などの親しい人に相談しましょう。

そして、警察や、お近くの消費生活センターなどに相談しましょう。消費者ホットライン（局番なしの☎188番）で、近くの消費生活センターを案内してもらえます。

ほかにも、東京都内の3つの弁護士会が運営する法律相談センター（☎0570-200-050）もありますので活用してみてください。

次号の今月の話題は「家電製品」についてです。

安全シグナル

高齢者は「ころぶ・滑る」に気をつけましょう！

東京消防庁によると高齢者の救急搬送の約8割が「ころぶ」ことによるもので、その内の約4割は入院の必要があるケガをしていました（事故種別が「その他」及び「不明」なものを除く。）。※1
日ごろから身の回りを整理整頓するなどして、転倒による事故を防止しましょう。

こんな事故が起きています！※2

- 自宅でズボンをはく際に、バランスを崩して転倒。コタツの角にアバラ骨を強打し骨折した（80代）。
- 階段の角は滑りやすく、厚手の靴下のため、感覚がわからず足を滑らせてしまった（60代）。
- サンダルで自転車に乗ろうとしたとき、浮いたかかとが車体に引っ掛かり、バランスを失って転倒し、ケガをした（80代）。

事故防止のポイント※2

- 衣類の着脱は、椅子やベッドに腰かけて行いましょう。
- 階段での転倒は、手すりを効果的に設置することにより防止できます。滑りやすい靴下やスリッパなども転倒の要因となります。階段は慌てず落ち着いて、手すりにつかまり昇降しましょう。
- 外出するときや自転車に乗るときは、サンダルやミュールの着用は避け、かかとのある靴を履きましょう。
- 転倒の多くは、つま先が上がりきらずに起こります。つま先を上げる「すね」の筋肉を強くするために、つま先を引き上げる運動を行いましょう。

※1 参考　東京消防庁　「救急搬送データからみる高齢者の事故」
https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/nichijou/kkhansoudeta.html
※2 参考　東京くらしWEB　ヒヤリ・ハットレポート No.10「シニア世代の身の回りの事故防止ガイド2」
https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/hiyarihat/documents/hiyari-guide10.pdf

問い合わせ　東京都生活文化局 消費生活部 生活安全課 ☎03-5388-3082

「くらしフェスタ東京2021」を開催します！

くらしフェスタ東京2021

誰もが くらしやすい 未来へ

今年の「くらしフェスタ東京2021」は、ホームページ上での「WEB交流フェスタ2021」や、オンライン公開配信での「メインシンポジウム」「エコプログラム」を開催します。「地域会場」では、映画や講演会のライブ配信と会場での開催、「食と農セミナー」では講演会&交流会をライブ配信します。

参加費無料

10月は東京都消費者月間です

WEB交流フェスタ2021

「くらしフェスタ東京 2021」ホームページで公開

●特設サイト公開期間：令和3年10月22日（金）～ 令和4年1月31日（月）

- 参加団体による「ウェブース～消費生活いろいろブース～」
- エシカル消費ってなに？
- どんどんチャレンジ！WEBクイズラリー（抽選によるプレゼント有り）

など

メインシンポジウム

オンライン講演会　申込不要（公開配信）

●配信期間 10月12日（火）～12月14日（火）

講演テーマ

未来を変えるための私たちの選択

～気候変動と脱炭素社会～

2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、私たち消費者にできる温暖化対策は何か。経済と社会活動を続けながら進める、持続可能な社会形成に向けてのヒントを、お伝えします。

講師 江守（えもり） 正多（せいた）氏（国立環境研究所 地球システム領域 副領域長）

地域会場

オンライン配信と会場での開催

要申込／抽選　※両会場にてフードドライブ実施

多摩会場　多摩から発信～誰もがくらしやすい未来へ

日程：10月29日（金）　申込締切10月20日（水）16:00まで

会場（上映会）：東京都多摩消費生活センター（定員 各30名）※保育あり

- ●オンライン配信　10:30～12:00
- ●会場での上映会　10:30～12:00
  （同日2回）　13:30～15:00

映画上映　0円キッチン（食品ロスに関する映画）

八王子会場　共催／八王子市

日程：11月30日（火）　14:00～16:00

会場：クリエイトホール（八王子市生涯学習センター）

定員：会場30名 ※保育・手話あり
オンライン配信（ライブ）100名

申込締切11月18日（木）16:00まで

講演会　これだけは知っておきたい！ひとりでもできるSDGs

講師／千葉（ちば） 潔（きよし）氏（国際連合広報センター 知識管理担当）

東京のがんばる農業応援企画

オンライン講演会　要申込／抽選

食と農セミナー 講演会・農業者と消費者交流会

日程：12月9日（木）14:00～16:00
オンライン配信（ライブ）（定員50名）
申込締切11月30日（火）16:00まで

講演会　東京を耕す ～農業と地域住民のかかわりを探る～

講師／後藤（ごとう） 光蔵（みつぞう）氏（武蔵大学名誉教授）

共催／東京都農業経営者クラブ・（一社）東京都農業会議・（公財）東京都農林水産振興財団

エコプログラム

オンライン講演会　申込不要（公開配信）

●配信期間
令和3年12月21日（火）～令和4年2月28日（月）

講演会　私たちは何のためにものを買うのか ～未来を拓くエシカル消費～

講師／中原（なかはら） 秀樹（ひでき）氏
（（一社）日本エシカル推進協議会会長）

お問合せ・申込先

東京都消費者月間実行委員会事務局

〒162-0823　東京都新宿区神楽河岸1-1
セントラルプラザ17F　東京都消費生活総合センター内

☎03-3267-5788（月～金）10:00～16:00

くらしフェスタ東京2021のホームページをご覧ください。

くらしフェスタ東京2021 検索　http://kurashifesta-tokyo.org

facebook「くらしフェスタ東京」で検索

Twitter　アカウントは「@kurashifes_tyo」です

E-mail　info@kurashifesta-tokyo.org

お知らせ

高齢者悪質商法被害防止キャンペーン

～9月は関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間です～

高齢者の悪質商法被害 気づいてシグナル 防ごうトラブル!!

皆さんの見守りや声掛けで悪質商法の被害から高齢者を守ることができます。
高齢者の皆さん、「あれ?」と思ったらまず身近な人に相談しましょう。
キャンペーン期間中には、都内各施設でのポスターの掲示、リーフレットの配布などの啓発活動や特別相談を実施します。

悪質商法の手口を知って、だまされない! 「あれ?」と思ったら、すぐ相談

こんな手口に注意!

- **点検商法**……契約を迫られてもその場で判断しない。少しでもおかしいと思ったら、相談する。
- **架空・不当請求**……身に覚えのない請求!相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
- **インターネット接続回線の契約トラブル**……事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。
- **通販トラブル**……定期購入が条件? 注文する前に購入・返品条件を確認する。
- **水回り修理トラブル**……あせって修理を依頼せず、複数の事業者から見積もりを取って検討する。

高齢者被害特別相談を実施します

電話&来所で受付

日時 9月13日(月)・14日(火)・15日(水) 9:00～17:00

■高齢者の消費者被害のご相談は ＞ 高齢者被害110番 ☎03-3235-3366

■ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー等からの通報・問い合わせは ＞ 高齢消費者見守りホットライン ☎03-3235-1334

場所 東京都消費生活総合センター 相談課 〈最寄駅〉JR飯田橋駅西口／地下鉄各線飯田橋駅B2b出口

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、来所相談を中止する場合があります。

● キャンペーン詳細は、右記のURLからご覧ください。 HP https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/campaign/kourei_press.html

問い合わせ 東京都消費生活総合センター 活動推進課 学習推進担当 ☎03-3235-1157

悪質商法被害防止出前講座 ～講師を無料で派遣します～

高齢者見守り人材向け講座

対象 ケアマネジャー、ホームヘルパー、介護事業者、民生委員、配送事業者など地域の見守り役の方々

内容 高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、地域特有の最新の相談事例、見守りのポイント、被害発見時の対応など

問い合わせ (公社)全国消費生活相談員協会 ☎03-5614-0635

高齢者向け講座

対象 町会・自治会・老人クラブなど

内容 高齢者を狙う悪質商法の手口、介護保険制度と介護サービス、くらしの中の危険(ヒヤリ・ハット)(座学・実験どちらでも)など

問い合わせ 東京都消費生活総合センター 活動推進課 協働連携事業担当 ☎03-3235-4167

多重債務110番

令和3年度 東京都の無料相談「多重債務110番」

借金返済でお困りの方、一人で悩まずご相談ください! 必ず解決できます!

弁護士、司法書士、法テラス、東京都生活再生相談窓口から派遣された専門家やカウンセラーが、無料でご相談をお受けします。

実施日時 令和3年9月29日(水)、30日(木) 9:00～17:00(電話・来所相談)

電話番号 03-3235-1155 対象 都内在住・在勤・在学の方

場所 東京都消費生活総合センター(飯田橋)
東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ16階 <最寄駅:JR飯田橋駅西口／地下鉄各線飯田橋駅 B2b出口>

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、来所相談を中止する場合があります。

講座案内

受講無料

- 対象は都内在住または在勤、在学の方
- 応募者多数の場合は抽選
- 当日の参加申し込み不可
- 定員に満たない場合は締切日以降も受付

くらしフェスタ東京2021
東京都消費者月間協賛事業

多摩連続講座

知ってトクする暮らしの連続講座
～人生100年時代を安全に安心して生きるために～

ミドルライフ・シニアライフを強力にサポートする講座を各種取り揃えました。皆様のご参加をお待ちしております。

番号	開催日	テーマ	講師
1	10月8日(金)	人生100年時代をどのように生きるか ～ライフプランをたてよう～	一般社団法人 シニア生活文化研究所 代表理事 小谷 みどり 氏
2	10月15日(金)	高齢者住宅の種類と選び方 ～危ない高齢者住宅を見抜くには～	株式会社ニュー・ライフ・フロンティア 有料老人ホーム・介護情報館 取締役 館長 今井 紀子 氏
3	10月21日(木)	便乗商法にご用心！ ～それ、大丈夫? 騙されていませんか? ～	弁護士 瀬戸 和宏 氏
4	11月5日(金)	生前整理でスッキリ生きる ～プロから学ぶ生前整理術～	エール＆ウォーク代表 生前整理アドバイザー 上級認定指導員 徳山 弘美 氏
5	11月12日(金)	高齢期にかけての食生活と健康 ～腸内フローラを整えて心も体も元気に！～	東京都立大学 大学教育センター プレミアム・カレッジ特任教授 篠田 粧子 氏
6	11月19日(金)	人生100年時代の生活設計 ～老後資金はいくら必要？～	東京都金融広報委員会 金融広報アドバイザー 向藤原 寛 氏
7	11月26日(金)	フレイルを予防するために いま、できること	東京都健康長寿医療センター研究所 研究員 博士（スポーツ医学） 清野 諭 氏
8	12月3日(金)	「いざとなったら考えよう」ではちょっと遅い? 老後の財産管理は元気なうちの雑談がカギ ～成年後見制度と民事信託～	司法書士村山澄江事務所 代表 司法書士 村山 澄江 氏
9	12月10日(金)	賢い遺言書の書き方と相続の考え方 ～相続トラブルを避けるコツ～	
10	12月16日(木)	多様化する葬儀とお墓 ～最近の葬儀とお墓事情～	一般社団法人 シニア生活文化研究所 代表理事 小谷 みどり 氏

受講方法・募集人数 各回 オンライン受講 70名（ライブ配信）、会場受講 30名（東京都多摩消費生活センター）

時間 各回 14:00～15:30　**申込締切** 9月14日（火） 受信有効

申込方法 電子申請 東京都 募集中の講座 検索 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/koza/info.html

食育講座

講 座	講 師	開催方法・日時
エシカル消費で考える 明るい「食」の未来の見つけ方	株式会社honshoku 代表／プロデューサー 一般社団法人フードサルベージ 代表理事 東京農業大学非常勤講師 平井 巧 氏	11月20日(土) 13:30～15:00 ●定員 50名 ●オンライン受講(ライブ配信) ●申込締切 11月5日(金) 受信有効

申込方法 電子申請 東京都 募集中の講座 検索 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/koza/info.html

問い合わせ 東京都多摩消費生活センター ☎042-522-5119
立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階

実験実習講座

講 座	講 師	会場・日時 飯田橋会場（消費生活総合センター）	会場・日時 立川会場（多摩消費生活センター）
「家電リサイクル」を体験しよう ～何をどうやって再生利用するの?～	東京都消費生活総合センター 技術担当職員	10月13日(水) 13:30～16:00 ●定員 32名 ●会場受講 ●申込締切 9月29日(水) 受信有効 10/8(金)までに、メールにて抽選結果を通知	10月4日(月) 13:30～16:00 ●定員 16名 ●会場受講 ●申込締切 9月20日(月) 受信有効 9/29(水)までに、メールにて抽選結果を通知
電気を考える。再生可能エネルギーって何? ～太陽電池、水素燃料電池の発電の様子を観察～	東京都消費生活総合センター 技術担当職員	11月26日(金) 13:30～16:00 ●定員 32名 ●会場受講 ●申込締切 11月12日(金) 受信有効 11/22(月)までに、メールにて抽選結果を通知	11月15日(月) 13:30～16:00 ●定員 16名 ●会場受講 ●申込締切 11月1日(月) 受信有効 11/11(木)までに、メールにて抽選結果を通知

申込方法 電子申請 東京都 募集中の講座 検索 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/koza/info.html

飯田橋会場 問い合わせ
東京都消費生活総合センター 実験実習講座担当
新宿区神楽河岸1−1 セントラルプラザ16階 ☎03-3235-1157

立川会場 問い合わせ
東京都多摩消費生活センター 実験実習講座担当
立川市柴崎町2−15−19 東京都北多摩北部建設事務所3階 ☎042-522-5119

※電子申請が困難な場合はご相談ください。　※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、講座が中止・変更（オンライン開催）になる場合があります。
※オンライン開催の場合は Microsoft Teams を利用します。

相談の窓口から

有料老人ホームに入居する際に支払った前払金は返してもらえるの?

Q 高齢の夫婦二人暮らしです。現在、入居を検討している有料老人ホームに、一時金として数千万円の前払金が必要であることがわかりました。高額な前払金を支払った後に施設の運営事業者が倒産した場合、どうなるのでしょうか。また、有料老人ホームに馴染めず、すぐに退去した場合は、支払った前払金を返金してもらえるのでしょうか。

A この事例のように、有料老人ホームが、利用料の全部または一部を入居一時金などとして前払いを求める場合、2021年4月以降、万一の経営破綻などに備えて退去の場合の返還金を保全することが、法律で義務付けられました。有料老人ホーム側が保全すべき返還金の額は、未償却金（あらかじめ定められた償却期間で償却された前払金の残額）もしくは500万円のいずれか低い方の金額になります。そのため、高額な入居一時金を支払った場合でも、退去時に返還される前払金が500万円以下になってしまう可能性があるので、注意が必要です。ただし、入居後３カ月以内であれば、短期解約特例により、前払金のうち入居期間分の日割家賃などを除いた額が返還されます。

前払金の償却期間は有料老人ホームによって5～20年程度と幅があります。また、東京都の指針では、契約と同時に前払金の一定額が償却される「初期償却」は好ましくないことが示されていますが、実際には初期償却することを定めている有料老人ホームもあります。

前払金の償却期間や初期償却の有無は重要事項説明書に記載されていますので、契約前に必ず確認しておきましょう。都内に所在する各有料老人ホームが東京都に提出した重要事項説明書は、東京都のホームページにも掲載されています。

有料老人ホームは終のすみかとして長期間住み続ける住まいです。雰囲気など、パンフレットや契約書だけではわからないこともありますので、有料老人ホームの入居前には見学や体験入居を行うなど、事前に家族の方などを交えて十分に検討しましょう。

相談窓口のご案内… ☎03-3235-1155

お知らせ

計量記念日行事のご案内

～11月1日は計量記念日です！～

web版「都民計量のひろば」を開設します

11月1日は「計量記念日」です。これを記念して今年も「都民計量のひろば」を特設webページ上に開設します。クイズなどで楽しみながらさまざまな計量について学んでいきましょう。ぜひご覧ください。

開設期間 10月16日（土）～12月15日（水）（予定）

開設場所等 開設場所、内容などの詳細は、9月24日（金）以降に東京都計量検定所ホームページにてご案内します。

東京都計量検定所HP https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/koza/keiryo/

※開設期間、内容等は変更になることがありますので、9月24日以降、上記計量検定所HPでのご案内を必ずご確認ください。

主催 都民計量のひろば実行委員会

問い合わせ 東京都計量検定所 管理指導課 企画調整担当 ☎03-5617-6643

東京くらしねっと No.273 令和3年9月1日発行
編集発行：東京都消費生活総合センター
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 TEL.03-3235-1157
デザイン：株式会社トライ 印刷：株式会社エイチケイグラフィックス 印刷物規格表第1類 印刷番号(2)27

東京都消費生活行政 ぜひフォローしてください。 ツイッター フェイスブック

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。